

こんな時はこの制度を



自分ではお金の管理
ができないなあ…



ときどき通帳をなくし
てしまって困っちゃう



認知症の父が、知らない間に多額のローンを組んでいた！

困ったぞ！

おすすめのしくみ

しくみを利用するための手続き

困っている方を支える人たち

判断能力が少し不十分
通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金を下ろせない時がある。

日常生活自立支援事業
の利用をおすすめします
【P.3へ】

福祉後見サポートセンターかみす
の職員が事業の説明にお伺いします

サービスの利用計画を一緒に考え契約書を交わします

専門員・支援員
○専門員が困っていることの相談に応じます
○支援員が訪問して生活費を届けたり必要な支払いを行ったりします

判断能力が不十分
ほとんどのことは自分でできるけど誰かの手助けがあると安心する。

補助
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをします
原則として鑑定は不要

家庭裁判所が**補助人**を選任します

補助人
○家庭裁判所が定めた範囲で本人が行った行為を取り消すことができます
○家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行います

判断能力がかなり不十分
もの忘れが多くなってきた。大切な契約は自分ではとてもできない。

保佐
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てをします
原則として鑑定が必要(鑑定料は概ね10万円以下)

家庭裁判所が**保佐人**を選任します

保佐人
○法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取消すことができます
○家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行います

判断能力が全くない
父親のもの忘れがひどくなって家族の区別もつかない。父名義の定期預金が解約できなくなり困っている。

後見
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをします
原則として鑑定が必要(鑑定料は概ね10万円以下)

家庭裁判所が**後見人**を選任します

成年後見人
○日用品の購入などの行為以外はすべて取消すことができます
○本人に代わってすべての契約を行います

判断能力は十分にある
これからのことが不安。将来手助けしてくれる人を今うちに決めておくことができれば安心。

任意後見
制度の利用をおすすめします
【P.6へ】

公証役場で任意後見契約を結びます
本人が信頼をおいている人に判断能力が衰えた後の処理を託します

もの忘れがひどくなったら家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任します

任意後見人
○あらかじめ本人が決めた財産管理や生活についての「してほしい」ことに関する法律行為を行います
※後見監督人がチェックします

日常生活自立支援事業
③ ページ詳細

法定後見制度
神栖市社会福祉協議会が法人として選任されることもあります
④ ⑤ ページ詳細

任意後見制度
⑥ ページ詳細

「福祉後見サポートセンターかみす」がお手伝いします

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援範囲の比較

事業・制度		日常生活自立支援事業	成年後見制度
日常生活に関する こと	日常生活の金銭管理	○	○
	年金の受領に必要な手続き	○	○
	通帳や銀行印の保管	○	○
	福祉サービスの利用契約	△ (手続き支援)	○
	療養・看護に関する こと	病院入院契約	△ (手続き支援)
	医療・住居の確保	×	○
	施設の入退所契約	△ (手続き支援)	○
財産管理に関する こと	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の消取	△ (手続き支援)	○

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらよいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

利用できる方

- 認知症や知的障害、精神障害のため、日常生活上の判断に不安のある方
- ※ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。ただし契約によるサービスのため、契約締結が可能な判断能力が必要となります。

サービスのしくみ

- 専門員が訪問して、「契約締結ガイドライン」に基づく面談のうえ、ご本人の契約能力の有無を見極めます。その後、ご本人とサービスの内容を話し合い、支援計画を立てて契約を結びます。
- 契約後は、神栖市社協に登録されている「生活支援員」が支援計画に基づいてサービスを提供します。

サービスの内容

福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行
- 入所・入院している施設・病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。

書類等の預かりサービス

- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします



預かることができるもの（書類など）	預かることができないもの
・年金証書 ・実印	・宝石 ・書画 ・骨董品 ・貴金属類など
・預金通帳 ・銀行印	
・証書（保険証書、不動産権利書、契約書など） ・その他適当と認めた書類など	

利用料

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。
※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

- ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の支援については有料となります。

福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス	1時間あたり 1,100円
通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス	1ヶ月あたり 500円 （保管料）

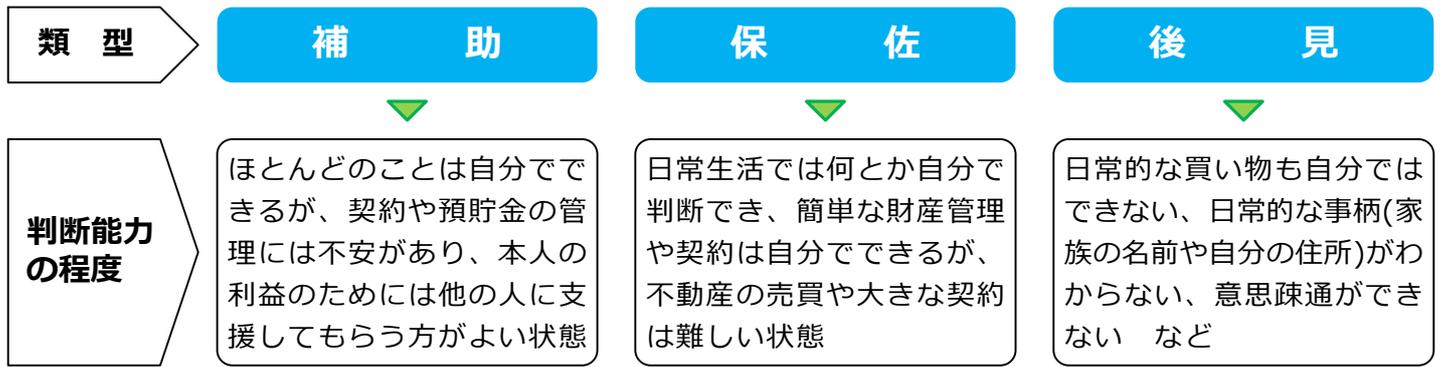
成年後見制度（法定後見）【その1】

成年後見制度とは

判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度です。

法定後見の内容

家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。
なお、成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任されます。



法定後見でできること

※補助・保佐の場合は、付与された代理権・同意権の範囲内の行為に限ります。

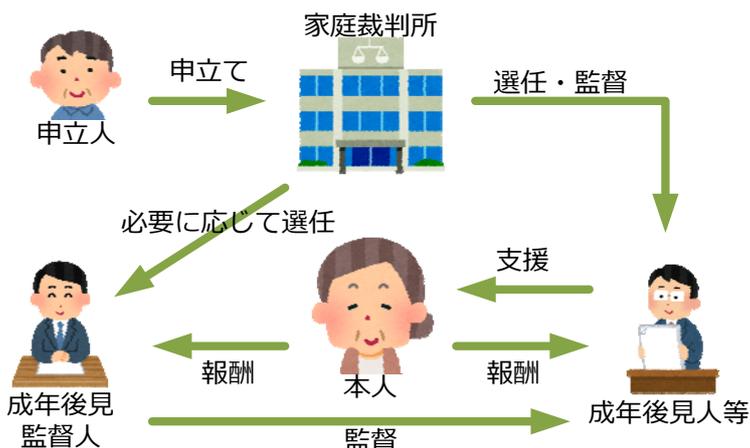
生活に関する支援 身上監護

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席（ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません）
- 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

金銭に関する支援 財産管理

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

法定後見のしくみ



成年後見人等には、それぞれの類型に応じて、身上監護や財産管理について、以下の権限が与えられます。

- 代理権・・・本人に代わって法律行為を行う権限
- 同意権・取消権・・・成年後見人等の同意なしで行った本人の法律行為を取り消す権限

成年後見制度（法定後見）【その2】

利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人の他に配偶者や四親等内の親族ができます。本人に判断能力がなく、四親等内の親族もない場合は、市長による申立てができる場合があります。

申立てを受けると、必要に応じて家庭裁判所の調査官が調査をしたり、医師による鑑定を行ったりする場合があります。提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）が選任されると、法定後見が開始されます。

報酬について

成年後見人等の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。また、報酬は原則として本人の財産の中から支払われます。

申立てに必要な書類と金額

※申立てをする家庭裁判所により必要書類が異なる場合があります。

申立書	必要事項を記載したもの ※家庭裁判所で配布しています。	
添付書類	申立人の	●戸籍謄本、住民票 ※申立人が本人と同じ戸籍、または同じ住民票に入っていれば不要
	本人の	●戸籍謄本、住民票 ●成年後見に関する「登記事項証明書」または「登記されていないことの証明書」 ●医師の診断書 ●資産・収入などを証する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳の写しなど）
	成年後見等候補者の	●戸籍謄本、住民票
鑑定費用	保佐・後見類型の場合は、医師による鑑定が必要となる場合があります。鑑定費用は5～10万円程度になります。	
申立てに必要な経費	収入印紙①	800円分（代理権・同意権付与の申立ては各800円分追加する）
	収入印紙②	2,600円分（収入印紙①の800円とは合算せず、別に用意する）
	郵便切手	4,000円分（500円4枚、82円15枚、50円5枚、20円15枚、10円15枚、5円10枚、2円10枚） ※保佐・補助開始では500円2枚を追加する

※平成28年4月1日現在

「福祉後見サポートセンターかみす」の法人後見受任事業

成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）は一般的に親族や専門職後見人等（弁護士・司法書士・社会福祉士など）から選ばれますが、親族や専門職後見人等に適切な支援が得られない場合、「福祉後見サポートセンターかみす」を運営している社会福祉法人神栖市社会福祉協議会が、法人として成年後見人等をお受けします（家庭裁判所から「成年後見人等」に選任された場合）。

市内に居住地がある人で、特に日常生活上の身上監護（生活に関する支援）が必要な方や判断能力が不十分な方の権利を擁護するとともに、生活・医療・介護等の契約や手続き、日常的な金銭管理に関する事務を行い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援します。ただし、法人として後見事務を受任する可否を、「受任審査会」において審査します。

成年後見制度（任意後見）

任意後見制度とは

判断能力に問題がないうちに、判断能力が不十分となったときの財産管理や施設への入所などに関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

任意後見人ができること

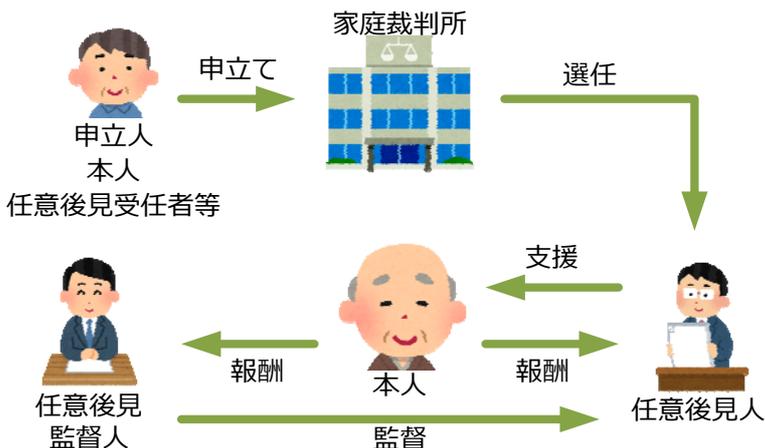
代理権

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権・取消権は与えられません）

任意後見契約に必要な書類と費用

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記印紙代	2,600円
添付書類	【本人の】 印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票 【任意後見受任者の】 印鑑登録証明書、住民票

任意後見制度のしくみと申立ての流れ



利用するには

本人と任意後見人の中で、公正役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。本人の判断能力が不十分になったときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。その後、任意後見監督人が選任されて、任意後見契約の効力が生じます。

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

任意後見契約に必要な書類と費用

申立書	必要事項を記入したもの
収入印紙	800円
郵便切手	約4,000円
登記印紙	1,400円
添付書類	任意後見契約公正証書の写し それ以外は法定後見と同じです

①任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

②任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し登記します。

【ご本人の判断能力に要支援課題が生じた場合】

③任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てを行います。

④任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

福祉後見サポートセンターかみす

(社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会)

〒314-0121

神栖市溝口1746-1 保健・福社会館内

(お-ふくし)

TEL 0299-93-0294

FAX 0299-92-8750

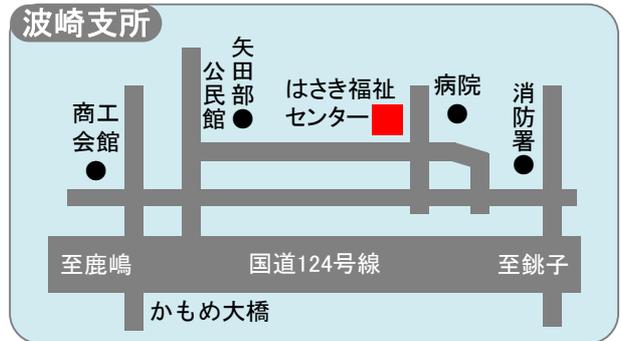
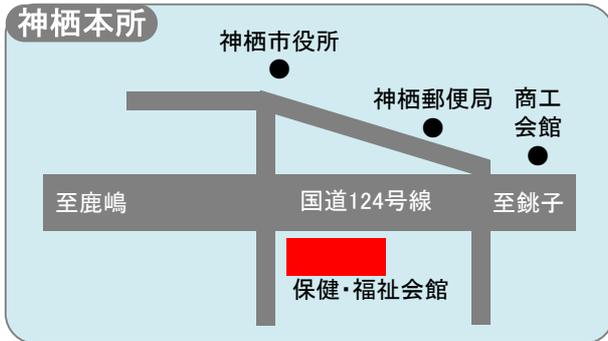
〒314-0343

神栖市土合本町3-9809-158 はさき福祉センター内

(お-ふくし)

TEL 0479-48-0294

FAX 0479-48-1294



ホームページ
メールアドレス

<http://www.kamisushakyo.com/>
mail@kamisushakyo.com

神栖社協 で検索してください

各種相談機関

成年後見制度申立ての支援や身寄りがいない方等の法定後見申立てについて

お問合せ先	所在地	連絡先
神栖市地域包括支援課	〒314-0121 神栖市溝口1746-1 保健・福社会館内	TEL : 0299-91-1701 FAX : 0299-93-2399
神栖市障がい福祉課	〒314-0192 神栖市溝口4991-5 市役所 1階	TEL : 0299-90-1137 FAX : 0299-90-1324

成年後見制度・任意後見制度について

お問合せ先	所在地	連絡先
水戸家庭裁判所麻生支部	〒311-3832 行方市麻生143	TEL : 0299-72-0091
茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	TEL : 029-221-3501
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート茨城支部	〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16 茨城司法書士会館内	TEL : 029-302-3166
一般社団法人茨城県社会福祉士会 権利擁護・成年後見センター 「ぱあとなあいばらき」	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福社会館5階	TEL : 029-244-9030

任意後見制度・公正証書について

お問合せ先	所在地	連絡先
鹿嶋公証役場	〒314-0031 鹿嶋市宮中8-12-6	TEL : 0299-83-4822 FAX : 0299-83-4822